

玉城小学校いじめ防止のための校内体制

いじめを許さない学校づくり（未然防止）

- ① 児童生徒理解を深め、児童一人一人を大切にすると共に、日常的な関わりの中で教師と児童、児童と児童の信頼関係づくりや人間関係づくりに努める。
- ② いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努める。
- ③ いじめている児童には、場合によっては出席停止の措置を含め毅然とした指導をする。
- ④ いじめられている児童には学校が「徹底して守り通す」という姿勢を日頃から示す。
- ⑤ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることが少くないことを認識し、継続して充分な注意を払い見守っていく。

観察・情報収集

- 日常的な観察 いじめチェック表の活用
- 定期的なアンケート調査 メモ日記の活用
- 教職員間の情報交換 保護者からの情報提供

保護者

- いじめの事実を正確に伝える
- 本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- 学校のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築、緊密な連絡体制

いじめられている児童生徒

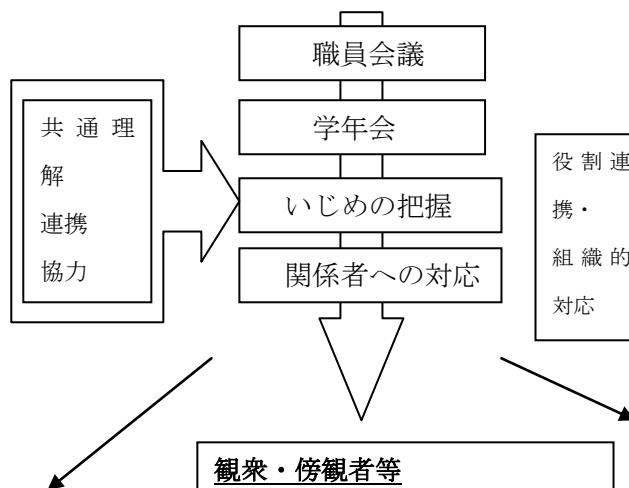
- 受容：つらさや悔しさを充分受け止める。
- 安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- 回復：人間関係の（交友関係）の確立。
- 成長：本人自身の自己理解を深め自立への支援を行う。 心理的ケアを充分行う。

校内いじめ防止対策委員会

- 校長 教頭 生徒指導 学年主任
 養護教諭（教育相談） 関係教諭 等

【内 容】

- ・いじめ防止全体計画の作成
- ・いじめ発見のための調査
- ・関係機関との連携
- ・保護者への対応
- ・いじめ事案への対応や指導方針の協議



いじめ早期発見・早期対応

- ① いじめは人間として絶対に許されない」というつよい認識に達、毅然とした指導を行う。
- ② 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- ③ いじめを認知した場合被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- ④ 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け関係者全員で取り組むと共に、市教委の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- ⑤ 学校・家庭・地域、関係者が一体となって早期解決に向け全力で取り組む。
- ⑥ いじめの問題解決後も組織的な指導支援に努める。
- ⑦ 再発防止に全力で取り組む。

再発防止

- ・児童の心を育てる（生命尊重/人権尊重・思いやりの心等）
- ・教師の心・技を磨く・組織的対応力につける

いじめている児童生徒

- 確認：いじめの事実関係、閑経、理由等を確認
- 傾聴：不満・不安等の訴えを充分に聴く。
- 内省：いじめられた子どものつらさに気付かせる。
- 処遇：問題が帰結のための援助を行う。
- 回復：体験活動等を通して所属感を高める。
- 心理的ケアを行う。

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情（怒り・不安・自責の念）を解消する
- 被害者への謝罪の意義を伝える。
- 子どもの立ち直りに向けた具体な助言を行い、協力を得る。

いじめ対策委員会（緊急時）

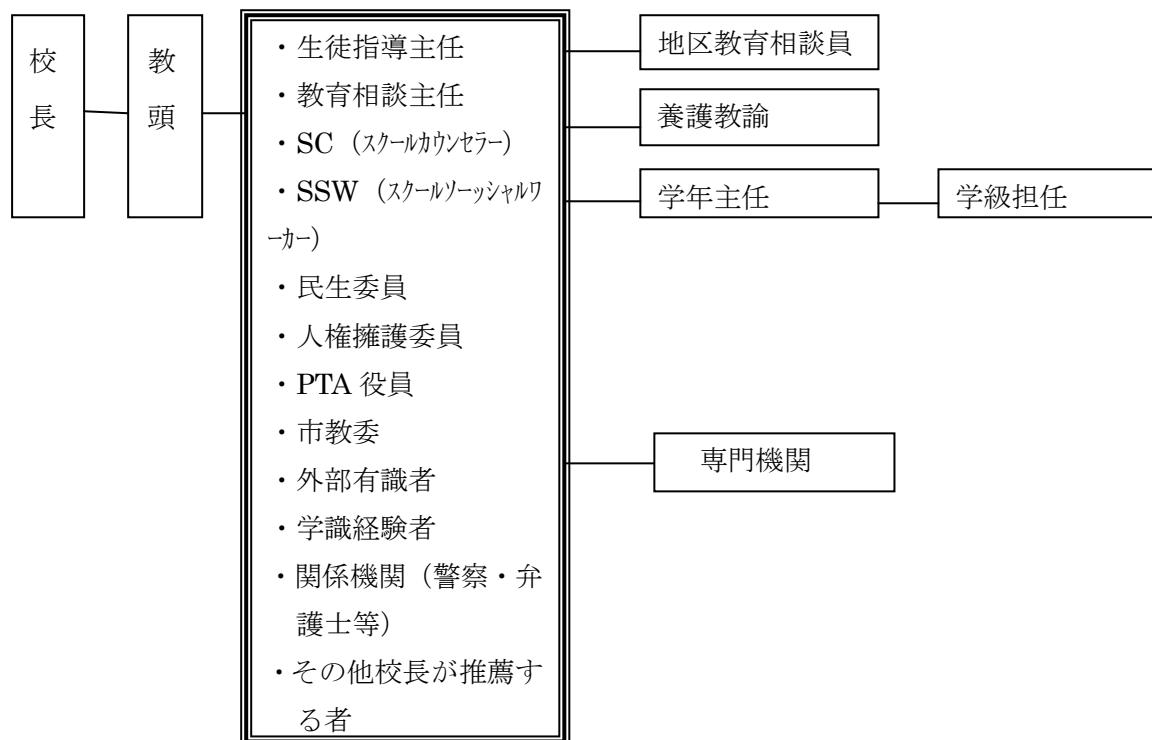
1 目的

学校だけでの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、早期に第三者（識者）・警察等の機関とも連携して、よりよい解決につなぐことに全力を尽くす。

2 内容

深刻ないじめや暴力行為等が発生した場合に、保護者の理解を求めつつ、ためらわざ警察に相談したり、学校だけでは解決が困難な状況になった場合に、市教育委員会等に相談し、事案ごとにその内容に最もふさわしい専門性を持つ機関と連携を図りサポートチームを組織して対応したりする。

3 組織図



4 日々の連携及び緊急時の連携

連携の要は「人ととのつながり」であることを理解し「相談」を含め「日々の連携」を丁寧行うことが「緊急時」に結びつく。

区分	目的		具体例
日々の連携	健全育成の推進	規範意識の醸成 自尊感情の醸成 自己指導能力の育成 危険回避能力の育成 問題行動等の未然防止 家庭教育の支援	交通安全教室、防犯教室、薬物乱用防止教室（喫煙・飲酒防止含む）非行防止教室、情報モラル教育、健全育成に関する講演会など
	ネットワークの構築	情報交換 連絡体制の整備（役割分担の確認、連絡先・担当者等の確認）	情報交換会、連絡協議会、問題行動対応マニュアル、関係機関等一覧表など
	生徒指導体制の充実	授業改善（わかる授業づくり）、学級経営力向上 児童理解、教育相談の充実、校内対策委員会機能化 校内研修の充実（教職員指導力向上）	関係機関等の職員を招いての研修会、ケース会議、事例検討会など
緊急時の連携	問題行動等発生時の対応	暴力行為等への対応 児童虐待防止	警察、児童相談所等への連絡・相談・児童虐待等の通告・相談など
	指導困難な状況への対応	計画的・専門的な指導 保護者支援	関係機関との連携による深刻な問題への対応

サポートチーム

5 関係機関一覧表 (H29年4月現在)

相談窓口名称	電話番号	開設時間
① 島尻教育事務所	998-4416	
② 南城市教育委員会（教育総務課）	947-6017	
③ 沖縄県立教育センター 教育相談室	933-7518（内線223） 933-7537	月～金 9:00～17:00
④ 教育相談専用ダイヤル		
⑤ 中央児童相談所	886-2900	月～金 8:30～17:15 虐待ホットライン24h 無休
⑥ 本校民生委員（主任児童委員）櫻井 晶敏 氏		適宜
⑦ 本校民生委員（主任児童委員）照屋真志子 氏		適宜
⑧ 与那原警察署（生活安全課）	945-0110	適宜
⑨〃 玉城親慶原駐在 *学校巡回あり	948-1071	適宜
⑩ 那覇地方法務局人権擁護課	854-1215	月～金 8:30～17:15 24h 受付
⑪ インターネット人権相談受付（PC・携帯電話）		
⑫ 人権擁護相談	862-9955	毎月第2月曜日 10:00～正午
⑬ 子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
⑭ 人権相談ダイヤル（法務省全国人権擁護連合会）	0570-003-110	
⑮ 沖縄弁護士会	865-3737	
⑯		
⑰		
⑱		